

# 無災害実績につながる 実践的な安全教育、 安全意識づけとは



森井労働法務事務所 森井 博子

## 労働安全衛生法施行50周年における 労働安全衛生教育の経過と課題

2022年は、労働安全衛生法が施行されて50周年となる記念すべき年である。法が制定される前は、安全衛生は労働基準法の中に規定されていたが、高度経済成長に伴い、労働災害が増加したことにより、安全衛生に特化した法律が必要になり、1972年に労働安全衛生法が施行された。

この法律の成果として、最大の目的であった労働災害の減少、特に、あってはならない死亡災害の減少(ピーク時の1961年6,712名から直近の2020年では802名)が挙げられる。よく、その国の

文化の程度と労働災害の死亡者数との関連がいわれるが、1,000名を切った2015年(その後もずっと1,000名以下を切っている)には日本もやっと命を大切にす文化のある国の仲間入りができるようになってきたかと思われた。この死亡災害の減少の一因には、法に基づく安全衛生教育が事業場に普及していく中で危険や安全に関する知識・意識が飛躍的に向上したことが挙げられる。

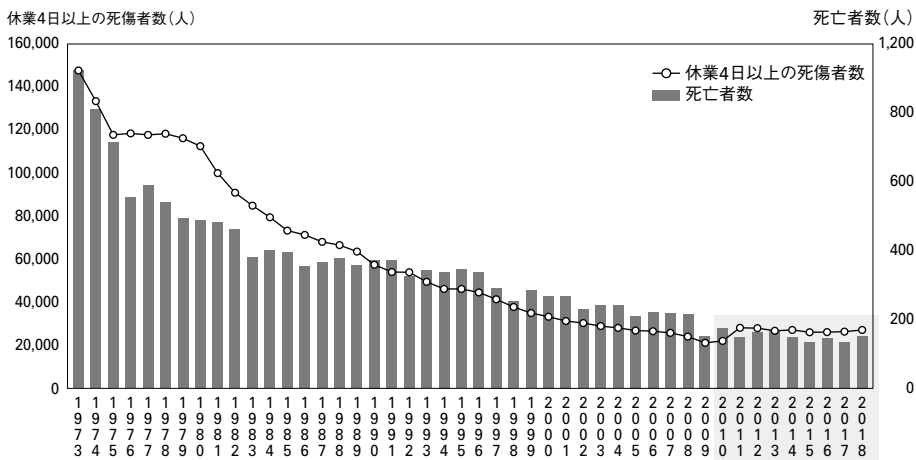
このように安全衛生教育の普及は労働災害の減少に成果を上げてきた経過があったが、製造業については、この傾向に陰りが見えるようになってきた。

それは、図1の災害発生の推移を見てみるとわかるのだが、2010

年以降は製造業の労働災害の減少傾向に下げ止まりの状況が見てとれる。

このような状況を打開すべく、労働安全衛生教育についても、見直しが行われるようになった。特に、現場のキーパーソンである作業中の労働者を直接指揮または監督する者(以下「職長等」という)に対する、その能力向上教育の見直しが行われ

図1 製造業における労働災害の推移



資料出所 休業4日以上の死傷者数：2011年までは、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」、2012年以降は、「労働者死傷病報告」(厚生労働省) / 死亡者数：「死亡災害報告」(厚生労働省)  
(注) 2011年の死亡者数については、東日本大震災を直接の原因とするものを除いた人数

下げ止まりの状況

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
休業4日以上の死傷者数	22,372	28,457	28,291	27,077	27,452	26,391	26,454	26,674	27,842
死亡者数	211	182	199	201	180	160	177	160	183

出所：厚生労働省 HP



た。具体的には、今まで建設業にのみ指示されていたカリキュラムが製造業でも指示されることになり、これが2020年3月31日に、厚生労働省から通達された(以下「基発0331第7号通達」という)。

さらに、労働災害の減少傾向の下げ止まりの傾向は全産業にも見られたことから、全産業に対して1984年(昭和59年)から進めてきた「安全衛生教育推進要綱」の見直しが行われ、2021年1月21日に全面的に改正され、全産業に新通達が指示された(以下「基発第39号通達」という)。

本稿は、このような歴史的な経過を踏まえて、また、昨今の課題も浮き彫りになった労働安全衛生教育について解説する。

### なぜ今、安全衛生教育、安全意識改革が必要なのか

昨今、社会経済情勢の変化は著しい。技術革新が急激に進み、ITやAIを活用したデジタル化の波が製造現場にも押し寄せている。また、高年齢労働者、パートタイム労働者、外国人労働者の増加等就業形態が多様化しており、さらに「働き方改革」が進められたことにより働き方の変化も見られる。その一方、コロナ禍も影響して働く現場には不安定要素が多くなり、安全作業に必要な安定した環境が提供されにくくなっている。

このような状況の変化により、労働災害の増加が懸念され、前述した通り、順調に進んできた労働災害の減少にもブレーキがかかっている。そこで、このような社会情勢の変化に的確に対応しつつ、安全衛生水準の向上に資するため、安全衛生教育の見直しが行われ、それを実行していくためには、変化を見据えた意識改革も必要となってきた。

### 労働安全衛生教育への具体的な施策

「基発第39号通達」は、前述した状況を踏まえて、次のような基本的立場に立って教育などの今後のあり方、進め方を示している。

- (1) 各種の教育等は、関連連して総合的な観点から実施されることが効果的であることから、法定及び法定外の教育等全般について体系化を図る。
- (2) 労働者の生涯を通じた教育等、経営トップ等・安全衛生に係る管理者・労働者等企業内における各層に対するそれぞれの立場に応じた教育等に留意する。
- (3) 機械設備の安全化を促進するための設計技術者等に対する教育及び事業場の安全衛生水準の向上のための技術面での指導援助を担当する安全衛生専門家の研修を充実する。
- (4) 教育等の種類・内容等は、技術革新、労働者の高齢化、就業形態の多様化等近年の労働環境の変化に対応したものとする。
- (5) 教育等の内容の具体化、教材の整備、講師の養成、教育等の実施機関の育成等を通じ、教育等の水準の向上を図る。
- (6) 教育等の促進のため、企業、安全衛生団体等に対する指導・援助を行う。

「基発第39号通達」により示された労働安全衛生教育は、以下の通りである。

#### 1. 立場に応じた安全衛生教育の強化

法令で定められた教育および各企業での自主的な安全衛生教育などをまとめると図2の通りとなる。

#### 2. 教育計画の作成と計画的実施

教育の推進に当たっては、教育計画を作成し、記録を保存する(図3)。

### 安全意識づけのための有効的な取組み

#### 1. 経営トップの安全衛生の意識の重要性

労働安全衛生教育を進めていく上で、不可欠なのは事業場トップの安全衛生教育に対する意識である。労働災害防止のためには、事業場が一丸となって取り組むことが重要であるが、まずは社長や工場長がその基本方針を策定し、それを労働者に周知し、実際に現場に出向き、安全衛生を指導するなど、トップが率先して行動することが重要である。

図4は、トップの所信表明例であるが、各企業のトップが独自の基本方針を策定して周知することが望まれる。